

議 事 録

第 28 回 定 例 総 会

令和4年11月9日

太田市農業委員会第28回定例総会議事録

開会日時 令和4年11月9日(水) 午後2時
 閉会日時 令和4年11月9日(水) 午後2時50分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
 (16人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
 9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
 13 新井 整 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子 17 中島 沙織

欠席委員 14 山田 清作 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子
 (3人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
 (8人) 大澤主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
 いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第28回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員16名、欠席の委員は3名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、17番 中島沙織委員 と 1番 小林良孝委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新野町の土地について、資材置場として転用し、地目変更せずに賃貸していましたが、賃貸借契約の終了に伴い、第三者に土地を売却するため、売却する部分の許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、番号1番を報告いたします。

この土地は第二種農地です。譲渡人は、農業委員会の許可を得て、資材置場として地目変更せずに賃貸借しておりましたが、その一部を住宅地として売却したいために取り消したいとのことです。

これにつきましては、第5条の8番と関連しております。地区協議会におきましては、取消につきましては妥当ではないかということですが、再度審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は5件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田木崎町の土地 畑 1,999 m²、農地を借り受け農業に精進したい。

2番 新田木崎町の土地 畑 1,946 m²、農地を譲受け農業に精進したい。

3番 鳥山上町の土地 畑 930 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

4番 藪塚町の土地 畑 2,045 m²、父より贈与したい旨の申し出があったので、農地を譲受けたい。

5番 大久保町の土地 畑 2,623 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

1番から5番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号1番、2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人の息子が退職後に後継者として農業に従事する予定であり、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号1番から2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から2番を許可とすることに決定

いたします。

議長 続いて、番号3番から5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号3番については、第3地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

11番委員 では、3番について、第6地区より報告申し上げます。許可基準チェックリストに基づき調査した結果ですが、これは申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。譲受人は大規模農家であり、トラクター等の農業機械も保有しており、何ら問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

13番委員 続きまして、議案第2号、4番、5番について申し上げます。なお、5番については、18番委員不在のため、代わって申し上げます。
まず、4番ですけれども、これは申請地を譲り受け、本人の経営内容を充実したいということであります。
それから、5番については、やはり同じように、申請地を譲り受け、規模拡大をするということです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

9番委員 3番につきまして、農地性について報告いたします。
農地の管理が大変で困っているため、有効活用してくれる人に譲渡したいということあります。
現地を確認してきましたが、現地は恐らくサツマイモを作っていた土地だと思えます。まるっきり農地でございますので、何ら問題ないと思えます。なお、譲受人は、私どもの地区に恐らく相当面積を貸借していると思えます。私の耳には、何か問題が起きたとか、そういうのは恐らくなかったと思えますので、人間的にも立派な方なのではないかと思えます。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会及び第3地区協議会より番号3番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林北町の土地 282 m²、農地区分は、「宅地化に達している区
域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二
種農地と判断されます。
農家住宅用地として敷地拡張するものです。
- 2番 大原町の土地 1,807の内330.13 m²、農地区分は、「概ね10ha
以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地
と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷
地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する
場合は問題ないと考えます。
農家住宅用地として敷地拡張するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし
ます。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第1地区協議
会の調査した意見結果を報告願ひます。
- 17番委員 第1地区です。
こちらの転用目的は農家住宅用地、申請理由が、調査をしたところ、農
地法の許可を得ずに敷地の一部として使用していたことが判明したた
め、是正したいとのこと。こちらは昭和52年、約45年前から農
家用の住宅用地として使用されていたようです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、許可相当と意見決
定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 議案第3号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は、農機具置場・通路用地として使用しており、このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、理由書を添付し、是正するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛であったので、審議を求めます。

提出件数は2件です。

事務局より提案をお願いします。

事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地について、隣接地に共同住宅を建築するための道路用地として許可を得ましたが、建売分譲住宅のほうがより需要が見込めるため、当該許可の目的を変更するものです。

2番 大原町の土地について、共同住宅用地として許可を得ましたが、建売分譲住宅のほうがより需要が見込めるため、当該許可の目的を変更するものです。

以上2件、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 18番委員が不在のため、私から報告いたします。
1番と2番についてですが、第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、1番と2番は申請人が同一人で、案件も隣接地です。平成13年に道路と共同住宅用地を計画しましたが、1番・2番ともに建売分譲住宅用地として変更するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番から2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から2番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は16件です。
事務局より提案をお願いします。

提出件数 16 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 細谷町の土地 268 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2 番 高林南町の土地 486 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3 番 由良町の土地 818 m²、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。

4 番 由良町の土地 1,333 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

5 番 原宿町の土地 1,196 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

6 番 只上町の土地 471 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7 番 龍舞町の土地 2,551 m² 外 10 筆 計 15,931 m²、農地区分 第二種、倉庫及び事務所用地として転用するものです。

8 番 新野町の土地 46 m² 外 1 筆 計 437 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9 番 新田中江田町の土地 423 m²、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

10 番 新田嘉祢町の土地 468 m² 外 1 筆 計 476.75 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

11 番 新田金井町の土地 331 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12 番 藪塚町の土地 272 m²、農地区分 第二種、植木植栽育成用地として転用するものです。

13 番 藪塚町の土地 394 の内 153 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。一般住宅用地として敷地拡張するものです。

14 番 藪塚町の土地 394 の内 241 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場・露天駐車場用地として転用するものです。

15 番 大原町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16 番 大久保町の土地 871 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

工場・事務所用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号 1 番から 4 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 7 番委員 第 1 地区です。
番号 1 番と 2 番について、私から報告させていただきます。
こちらは一般住宅用地としての申請です。
現地を確認したところ、許可基準チェックリストに基づき調査した結果、1 番、2 番ともに申請地の周囲に農地及び宅地がありますが、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

た。

再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

1 2 番委員

続きまして、番号3番、4番まで報告します。

番号3番は、近隣の医院からの調剤薬局の設立の要望を受けて開業するに当たり、申請地を取得し、薬局を建築したいとの申請です。

番号4番は、不動産業を営んでいる譲受人が事業規模拡大に伴い申請地を取得し、資材置場として利用したいとの申請です。

現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号5番から7番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4 番 委員

それでは、4番委員より説明いたします。

5番の案件につきましては、露天駐車場が転用目的であります。契約内容は賃貸借ということになっております。

許可基準から見た判断におきましては、1点、南側の水田への土砂の流出に留意していただきたい、そういうことで一応記入しておきました。全体的には、営農条件には支障がない。ただ、現状は、地目は畑となっておりますけれども、現地確認で土が盛ってありまして、農地改良届を農業委員会に書類を提出していない状況でありました。始末書をつけてもらって、ちょっと問題があったんですけども、一応、許可相当というふうなことで意見決定をしました。

次に、6番は、一般住宅用地、契約内容は使用貸借。これは許可基準から見た判断は問題ありませんし、また、周辺の営農条件に支障はありません。

以上、許可相当として地区協議会で決定しましたので、再度、審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

1 番 委員

続きまして、番号 7 番について報告したいと思います。

番号 7 番についての譲受人は、運送業、倉庫業を営んでおり、事業拡大に伴い申請地を取得し、倉庫及び事務所を建築したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、第 2 地区協議会より番号 5 番から 7 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 5 番から 7 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 5 番から 7 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号 8 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

9 番 委員

それでは、8 番につきまして報告いたします。

妻の実家にて親子で同居しておりますが、独立するため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでもあります。なお、この申請地につきましては、先ほど取消願を承認しました土地でございます。現地を確認してきましたが、周辺は宅地と道路です。一部農地がありますが、何ら問題ないと思います。

地区協議会におきましては許可相当でございますが、再度審議のほどお願ひします。以上です。

議 長

ただいま、第 3 地区協議会より番号 8 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 8 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号9番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号9番から11番について報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号9番から11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号9番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号9番から11番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号12番から16番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 12番について報告いたします。
当地区の許可基準チェックリストに基づいて調査した結果は、譲受人はツツジをこよなく愛する方で、自宅の庭や会社にツツジの庭園を設けて、一般公開もしています。今回、経営する会社におきまして造園部を立ち上げ、植木の植栽と育成地が必要となり、申請地を取得し、利用するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 13番委員 続きまして、議案第5号13番、14番について、さらに15番について申し上げます。
13番、14番については同一の申請地ですが、場所ごとに譲受人が違う

ということで申請が分かれています。

議案第5号13番、申請地を宅地として利用していたため、始末書を添えて是正、継続利用したいということです。

それから、議案第5号14番、申請地を資材置場として利用していたため、始末書を添えて是正、継続利用したいということです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく承認相当と意見決定いたしました。

それから、議案第5号15番については、先ほどの議案第3号2番と関連しています。申請地を父より譲り受け、自己の住宅を新築したい。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

11番委員 続きまして16番ですが、18番委員が不在のため、私より報告させていただきます。

16番について、チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は電気溶接加工を行う建設機械加工業ですが、新たな事業展開を行うために申請地を取得し、工場と事務所を新設するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号12番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

7番委員 ちょっと分からないので聞くんですけども、今まで転用許可を得ずに無断使用していて、それを是正するためにここで訂正して、正しい形にするというのはいいんですけども……。

議長 番号、何番ですか。

7番委員 15番と16番です。要するに農地ではなく、雑種地として使っていたけれども、それを是正すると。そうすると、税金なんかは遡って追求するのか、どうなんですか。参考までに教えてください。

事務局 税金のほうは、資産税課が現況を見て、例えば登記が畑のままであろうとも、宅地で使われていれば宅地課税になっていることが多いです。この場合は、既に課税のほうは、現況どおりに課税されているので、遡ってというよりは、既に農地課税ではない状態になっています。

7番委員 一般的にはどうなのでしょう。こういった案件はよく出てきますよ

ね。登記が農地のままで、調べたら違う使い方をしていたと。そうした場合は、みんな遡って追及しているのかね。

事務局

登記は畑のままでも、基本的に課税は現況のとおりに既にされてしまっているのだと思われます。

7番委員

もし、課税が変わっていないことが判明したら、そこで遡って一括納入の方がいいのでは。こういう計算する人は、意識的に無断転用をやりかねないよね。

事務局

基本的には、既に現況で課税されているはずですよ。

7番委員

いいです。分かりました。

議長

7番委員、よろしいですか。現況について課税されているということで。ほかにございますか。

4番委員

今の関連で、実はうちの近くで、農業委員会の事務局が現地を調査したんですね。そうしたら、転用しないで、保育園に駐車場として10年以上貸していたのがわかったんです。農地の課税で税金が安いまま、駐車料金ももらっていたと。それで、7番委員が言ったように、たまたま確認したら農地転用していなかった。それが2か所あったんです。復元して、えらい金がかかってしまったと地権者は言っているんですけども、10年間の分はチャラなんです。10年間は駐車場として金が落ちていたんですよ。農地の税金で。だから、今、7番委員が言ったような意見も、これはちゃんと整理しておかないといけないと思いますね。

だから、正直者がばかを見るというのが普通の常識になってしまうんですよ。正直者でない人のほうがいいかも分からない。いずれにしても、そういうことで事例がありますので、その辺はよく検討してもらいたいと思います。以上です。

議長

違反転用について、何か説明というか、ありましたら。

事務局

今、違反転用の件について発言がありましたので、違反転用につきましては事務局でその事実を確認した時点で、その土地所有者に違反転用、是正の指導をしております。

課税につきましては、以前、違反転用について、課税を農地から、例えば現況、駐車場等で違反している場合については雑種地に変更していただくようなことで資産税課のほうに申入れをしたこともありましたけれども、資産税課の判断とすると、農業委員会からの連絡のみをもって課税を変更することは難しいというような回答を以前いただいていたかと思います。そういった状況等もありますので、これまでの経緯等もありますけれども、その辺はまた関係課と調整しながら、4番

委員のおっしゃったように、正直者がばかを見ないように進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 違反転用については、農地パトロールの中で、農業委員及び推進委員さんがこれは違反転用ですよと、それを確認した時点で事務局のほうへ連絡をいただいて、対応してもらおうということになっているはずなんですけれども、実際にはなかなか難しくて分からない、そういうことですけれどもね。

9番委員 違反転用のことですが、これを例えばまた農地に戻したとしたら、固定資産税は元の農地の課税に戻るんですか。

事務局 違反転用が是正されたことを事務局が把握した場合は、資産税課に農地に戻りましたという通知を送ります。ただ、農業委員会からの通知だけで固定資産税を下げるわけではなくて、資産税課は資産税課のルールで現地確認等を行い、この状態であれば農地課税にして大丈夫と資産税課で判断すれば課税が直ることはあります。

9番委員 では、また農地に戻せば、税金が農地並みになるということですね。

事務局 なる可能性もあります。

9番委員 昔はそれができなかつたんですよ。何年か前、しばらく前かな。今は大丈夫ですよ。

4番委員 ならないよ。僕が聞いたんだから。雑種地で課税されているものを、税金の金額が高いからまた農地の課税に戻してとはならない。

9番委員 だから、農地として使った場合だよ。作物を作って植えた場合、だから、完全に農地に戻ったわけです。その場合は、いずれにしても農地並みの課税ということでいいわけですね。

事務局 今、4番委員と9番委員がおっしゃっている話は多分ちよつと異なるもので、9番委員がおっしゃっているのは無断転用、転用の許可を得ずに勝手にやってしまった場合、資産税課が現況を見て、農業委員会を通さずに宅地とか雑種地に税金が変わった場合というのは、農業委員会に直しましたよというふうに言ってもらえれば、資産税課に直りましたよという通知を送って、問題がなければ資産税課が農地の課税に戻すというのは実態としてあります。

9番委員 なるほど、うちのほうで1件そういう土地があるんですよ。困っているの。

事務局 農地として復元したのに固定資産税が雑種地や宅地のままというのがあるのであれば、資産税課か農業委員会に1度ご相談をしていただくようにお伝えいただければと思います。

4番委員がおっしゃっていたのは、過去に農地転用を行って雑種地な

りに変更した場所を、また農地に戻しても税金が戻らないというお話ですか。

4番委員
事務局
事務局
4番委員
事務局
4番委員
事務局
4番委員
議長
4番委員
議長
委員
議長
議長
議長
議長

そうです。
その場合は、さっき9番委員がおっしゃっていたものとは確かに異なっていて、そう簡単に農地に戻るといったものではないですが、もう何年も耕作している等、いろいろな条件を満たして手続きを行えば、課税を戻す方法もあるようです。
違うよ、私が聞いたら、農地を雑種地に転用して、駐車場で貸したでしょう。その後、駐車場として借りる人がいなくなって、賃借料がもらえなくなったのに、税金だけが高いままになってしまったんですよ。それをまた農地に戻したいと言ったら、駄目ですと言われましたよ。
それは市街化区域内のことですか。
市街化区域だよ。
市街化区域はまたお話が違ってくるので。
本当に農業振興地域と市街化区域がまた扱いが違うんですよ。だから、よく勉強しないと混乱してしまう。
4番委員、よろしいですか。
はい。
ほかにご意見、ご質問等ございますか。
なし。
ほかにご意見もないようですので、採決いたします。
番号12番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
全員賛成でありますので、番号12番から16番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
以上で審議は終了しましたが、次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した10月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、6件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、29件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、6件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、17件提出されております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議長
委員
議長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

質問等もないようですので、以上で第28回定例総会を終了いたします。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉会 令和4年11月9日（水） 午後2時50分